

Ⅲ 受給中に職業に就くことができなくなった場合について

1. 受給期間の延長等とは

1. 「受給期間」は、原則として離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の方は1年と30日、360日の方は1年と60日）ですが、この期間中に次に掲げる理由により引き続き30日以上職業に就くことができない状態があるときは、その間は失業給付の対象とはなりません。その「職業に就くことができない日数」を受給期間に加えることができます。

これを「受給期間の延長等」といい、受給期間に加えることができる日数は最大限3年間です。

なお、所定給付日数330日及び360日の方が延長できる期間は、それぞれ最大限3年-30日及び3年-60日となります。（2か月又は3か月の「給付制限」を受ける場合は、さらに8ページ（注）1の期間を加えた期間となります。）

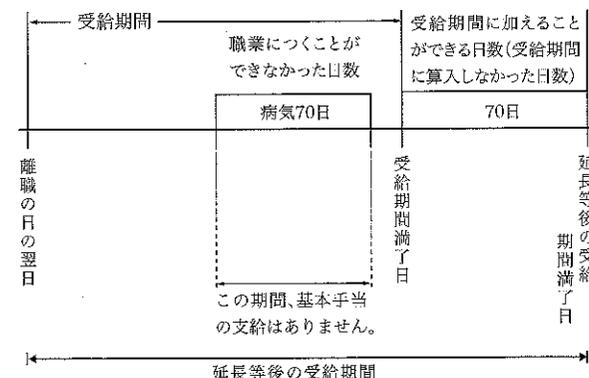
- (1) 病気・けが（不妊治療を含む）
 - (2) 妊娠・出産・育児（3歳未満）
 - (3) 親族の看護（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）
 - (4) 事業主の命令による配偶者の海外勤務に同行
 - (5) 青年海外協力隊など公的機関が行なう海外技術指導による海外派遣
[派遣前の訓練（研修）を含む]
- ・以下の場合は当該期間を受給期間に算入しない特例を受けることができます。
- (6) 事業を開始し、当該事業に専念する場合

2. この取扱いを希望するときは、職業に就くことができなくなった状態が引き続いて30日以上となったとき、30日目の翌日から早期に「受給期間延長等申請書」に「受給資格者証」及び受給期間延長の理由を証明するものを添えてハローワークへ提出してください。

この場合、代理人又は郵送により申請することもできますが、代理人の場合は委任状が必要です。

※ (1)～(5)の場合、申請期間については、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（延長後の受給期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）ですが、受給期間延長の申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、30日以上職業に就くことができなくなった場合には、できるだけ早期に延長の申請をお願いします。

※ (6)の場合、申請期間は事業を開始した日または専念し始めた日（準備期間を含む）の翌日から2か月以内となります。また、延長等を解除しようとする時点で代表取締役である場合は受給を開始できないためご注意ください。



2. 傷病手当とは

1. ハローワークに求職申込みをした後、病気やけがにより、「引き続き15日以上職業に就くことができなくなったとき」には、「基本手当」にかえて「傷病手当」が支給されます。（待期期間中及び給付制限期間中は支給されません。）

ただし、同一の病気やけがに対して、健康保険法による傷病手当金や労災保険法による休業補償給付等の支給を受けることができない場合に限ります。

2. 「傷病手当」の支給申請は、病気またはけがが治った後の最初の「認定日」までに、「傷病手当支給申請書」に「受給資格者証」を添えて行ってください。

なお、傷病手当支給申請書には、診療担当医師の証明が必要です。

3. 病気またはけがのため、長期間（15日以上）ハローワークへ来ることができないときは、電話又は代理人でも結構ですから早めにハローワークへ連絡のうえ指示を受けてください。